

記入見本

日本産業洗浄協議会 指定用紙

整理番号

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書
(主務大臣等に「計画申請書」を提出する時に添付)

設備の種類	機械装置
設備の用途又は細目	生産用洗浄設備

当該設備の概要	設備の名称	5槽式超音波洗浄装置
	設備型式	5W-2926
	納入数量	1台
	納入年月日	平成29年1月25日 (予定を記入する事)
	設置場所	(事業所名) ○○○○株式会社 (所在地) ○○県○○市○○町1丁目1番地1号

該当要件	10年以内に発売させた製品であるか	① 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	① 該当 2. 非該当
	対象要件への該当	① 該当 2. 非該当

該当要件欄に記載してある事項について
確認し、該当要件を満たしていることを
証明します。

平成 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園1丁目3番5号
電話：03-5777-0791
日本産業洗浄協議会

会長 岡村 和彦 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

製造業者等の名称

製造業者等の所在地

代表者氏名： 印

担当者氏名

担当者連絡先(電話番号)

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備などであって、地方税法附則第15条第46項に規定されている固定資産税の課税標準の対象設備の要件の内、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価格が最低取得価格(160万円)以上であること、改正法(※)の施工日から平成31年3月31日までに取得する事などの要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)